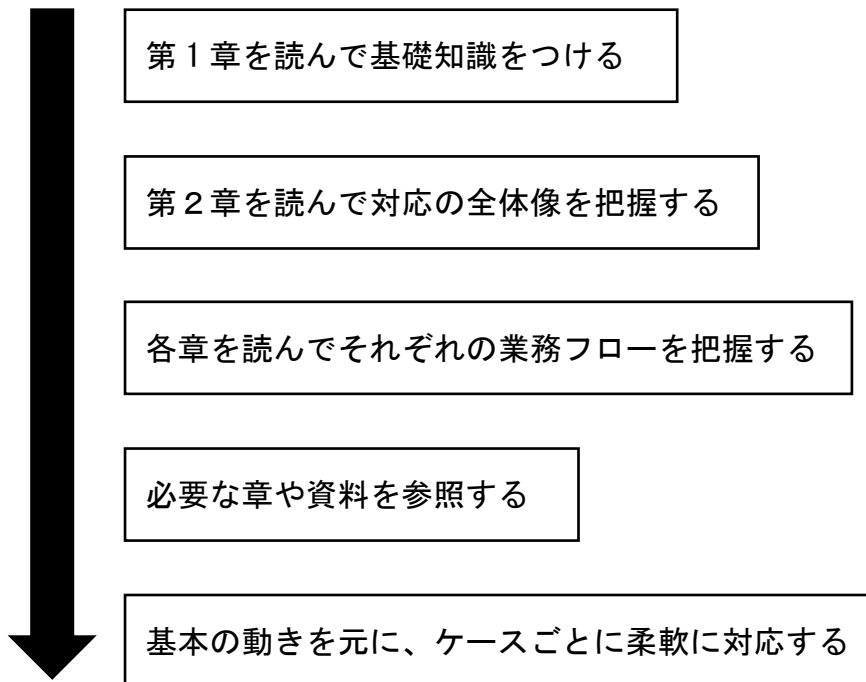

第1章 こども虐待

1-0 本マニュアルの全体像と運用の流れ



1-1 マニュアルの目的と適用範囲

このマニュアルは、児童相談所および市町村職員が、こども虐待の疑い・通告を受けてから終結までの流れを、迷わず、実践的に進められるように作成したものである。

【目的】

- ・ こども虐待対応の標準的な手順・判断基準を示すこと
- ・ 初心者でも、フローチャートや様式集を活用し、必要な対応ができること
- ・ 場面ごとに「誰が、何を、どのタイミングで」すべきかを明確にすること
- ・ 法的義務や人権尊重など、対応の根拠・理念を押さえること

【適用範囲】

- ・ 児童相談所、市町村（児童福祉主管課、母子保健主管課等）の職員
- ・ こども虐待の疑い・通告を受けた全てのケース
- ・ 関係機関との連携場面 等

1-2 こども虐待対応の基本理念・原則

こども虐待対応の根本にあるのは、「こどもの最善の利益」と「こどもの人権の尊重」である。

【基本理念】

- こどもは権利の主体であり、虐待から守られるべき存在
- こども虐待は重大な人権侵害であり、社会全体で防止し、対応することが求められている
- こどもの安全と健全な育成を最優先に考える
- 保護者の意向に左右されず、必要な時はこどもの立場で判断する

【基本原則】

- 迅速な対応
- 複数の職員・関係者による多面的な判断
- 家族全体の総合的なアセスメント
- 組織的な進行管理と記録
- 市町村・児童相談所・関係機関の連携
- こども・保護者への丁寧な説明と配慮

現場で迷った場合は、「こどもの最善の利益」「安全の確保」を最優先して判断する。

こども虐待対応における家族関係支援

安全を図るためにこどもを家庭から分離することは、支援の手段であって目標ではない。

「こどもの最善の利益」を保障する観点から、こどもと家族との適切な関係構築は重要である。ただし、必ずしも家族との同居生活が望ましい形ではないこともあるため、千葉県では「家族再統合」という言葉ではなく、「家族関係支援」という言葉を使い、あらゆる形でのこどもと家族との適切な関係構築を探ることとしている。

こどもが家族や友人、その他のこどもにとって大切なものとの関係を持ちつづけていると感じ、自分が社会の一員として認められていると認識しながら成長できるよう、支援者は、保護者との協働的な関係構築に努め、関わり続けなければならない。

「介入」と「支援」

こども虐待の対応において、「介入」と「支援」という言葉が用いられる。

「介入」は一時保護などの強制的な措置のイメージが強いが、実際の意味は異なる。こども虐待の対応であっても、支援者が一方的に関わりを押し付けるのではなく、常にこどもや家族の当事者性や最善の利益を踏まえた関わりを意識する必要がある。

介入…当事者が積極的に支援者の関わりを求めていなくとも、問題があり法的に必要な場合に関わること。

支援…ニーズを満たすだけでなく、当事者として課題に向き合っていこうとすることをサポートすること。

「こども」の表記

本マニュアルでは、法律上の表記は「児童」や「子ども」と記し、18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」と記す（こども基本法第2条第1項参照）。

1-3 こども虐待の基礎知識

1 こども虐待とは

こども虐待とは、保護者等（注1）が18歳未満の児童に対して行う、こどもの心身の健全な成長を妨げる行為のことである。

虐待の背景には、家庭のストレス、社会的孤立、保護者の養育力の問題、経済困窮、DVなど様々な要因が複合している。

虐待はどの家庭でも起こり得る問題であり、発見が難しいため、早期発見と迅速な対応が重要である。

対応者は、虐待の定義・類型・背景を正しく理解し、「親の意図ではなく、こどもに有害かどうか」で判断する視点を持つことが大切である。特に、性的虐待については性的な意図の有無は関係しない。

児童虐待防止法により、以下の4つに分類されている。

身体的虐待 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

例)・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。

- ・首を絞める、殴る、ける、叩く、物を投げつける、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、おぼれさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、戸外に締め出す、縄などにより拘束する、鍵をかけるなどして部屋などに閉じ込めるなどの行為。
- ・意図的にこどもを病気にさせるなどの行為。

性的虐待 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

例)・こどもへの性交、性的行為やその教唆。

- ・こどもの性器やプライベートゾーンをこどもの監護や医療に必要な状況ではない場面で触る又はこどもに触らせるなどの性的行為やその教唆。
- ・こどもに性器や性交を見せる行為やその教唆。
- ・こどもをポルノグラフィの被写体にする行為やその教唆。
- ・こどもに対して不適切な性的言動をする。
- ・こどもに性行為をさせることによって金品を得る行為やその教唆。

ネグレクト（養育の怠慢・放棄） 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

- 例)・こどもが重大な病気や怪我になっても病気に連れて行かない。
- ・乳幼児を大人のいない家に残したまま外出する。
 - ・こどもを学校やそれに代わる適切な教育機関に登校、あるいは通所させず、登校、あるいは通所を促さない。
 - ・こどもが病気や怪我などで動けない状況ではないにも関わらず、一切外出させず、外出を促さない。
 - ・適切な食事を与えず栄養不足にする。
 - ・衣類を洗濯せず不潔なままでいさせる。
 - ・こどもの住居が極端に不潔な環境になっている。
 - ・こどもの住居のガスや電気が止まっている。
 - ・車内で生活する、知人の家を渡り歩くなど特定の住居がない。
 - ・妊婦健診や出産後の健診にいかない。
 - ・こどもを遺棄する、置き去りにする。
 - ・配偶者、祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が虐待にあたる行為を行っているにも関わらず、それを把握できない、もしくは把握しながらも放置する。

心理的虐待 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 例)・言葉による脅迫。「●●できないと殴る」「どこかに捨てる」など。
- ・こどもが話しかけても一切無視する。こどもに一切話しかけない。必要な指示以外口をきかないことが（保護者が怒りを抑えるために一時的に行うなどの状況を超えて）続いている。
 - ・直接的な暴言など、こどもの心を傷つけることを繰り返し言う。
 - ・「お前は何もできない」など、こどもの自尊心を傷つけることを繰り返し言う。
 - ・他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする。
 - ・配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう、暴言を言うなど虐待行為をする。

マルトリートメント

諸外国では、「マルトリートメント」（不適切な養育）という概念が一般化している。諸外国における「マルトリートメント」とは、身体的・性的・心理的虐待及びネグレクトであり、日本の児童虐待に相当する。

（こども家庭庁『こども虐待対応の手引き』より）

(注1) 保護者とは

親権者や未成年後見人であっても、こどもの養育を他人に委ねている場合は、保護者ではない。

親権者や未成年後見人ではなくとも、例えば、こどもの母親と内縁関係にある人も、こどもを監護、保護している場合は保護者に該当する。

保護者以外の人物が虐待行為をしている場合

保護者によるネグレクトとして児童虐待防止法にいう児童虐待に該当し、同法に基づく通告および保護の対象になる。

児童虐待防止法 第2条

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

虐待による乳幼児頭部外傷

(Abusive Head Trauma in Infants and Children=AHT)

乳幼児の身体的虐待の中でも、頭部への暴行は、直接死に至らしめたり、重大な後遺障害を引き起こしたりする可能性のある深刻な虐待である。嘔吐、意識混濁、けいれん、呼吸困難・呼吸停止などの症状を呈し、重症の場合は死に至る。重症の場合には短時間で症状が出ることが多いが、中には半日以上経過して症状が出現することもある。

従来は揺さぶられるという特定の受傷機転に限定されていたため、シェイクン・ベビー・シンドローム (Shaken Baby Syndrome=SBS) という用語が用いられていたが、激しい揺さぶりだけに限らずこどもの頭部への鈍的外力や、またはその両方が意図的に加えられたことで頭蓋骨や頭蓋内に生じる頭部損傷も含めた用語として、AHTという用語が用いられるようになった。

2 こども虐待の影響

こども虐待は、こどもの心身に深い影響を残し、回復に長期間の治療やケアが必要になる。

身体への影響

- ・体に見えるケガ（打撲、切り傷、やけどなど）ができる。
- ・体の中のケガ（骨折、耳のけが、頭の中の出血など）が起こる。
- ・栄養が足りなくなったり、体重が増えにくかったり、背が伸びにくくなることもある。
- ・愛情が足りないことで、成長がうまくできないことがある。
- ・ひどい場合は、命にかかわったり、重い障害が残ったりすることもある。

行動への影響

- ・落ち着いて勉強できなくなることがある。
- ・学校に行けなくなることがある。
- ・本来できるはずの知的な成長が遅れることがある。
- ・年齢に合わない難しいことをやらされることで、知的な成長が妨げられることがある。
- ・暴力で問題を解決しようとするクセが付き、攻撃的になったり、衝動的に動いたりすることがある。
- ・落ち着きがなく、じっとしていられなくなることがある（ADHD に似た症状が出ることもある）。
- ・大人の顔をうかがいながら、年齢より大人びた行動をとることがある。

こころへの影響

- ・保護者との信頼関係が作れず、人と仲良くすることが苦手になることがある。
- ・人間関係が不安定になり、他の人との付き合い方がうまくできなくなることがある。
- ・自分はダメな人間だと思い込んだり、愛される価値がないと感じたりすることがある。
- ・心に深い傷（トラウマ）が残り、ずっと苦しみ続けることがある。
- ・強いストレスや心の傷が原因で、思春期などに心の病気（PTSD など）が出ることもある。
- ・何度も心の傷を受けることで、記憶があいまいになったり、自分が自分じゃないように感じたりすることがある（解離性障害になることもある）。



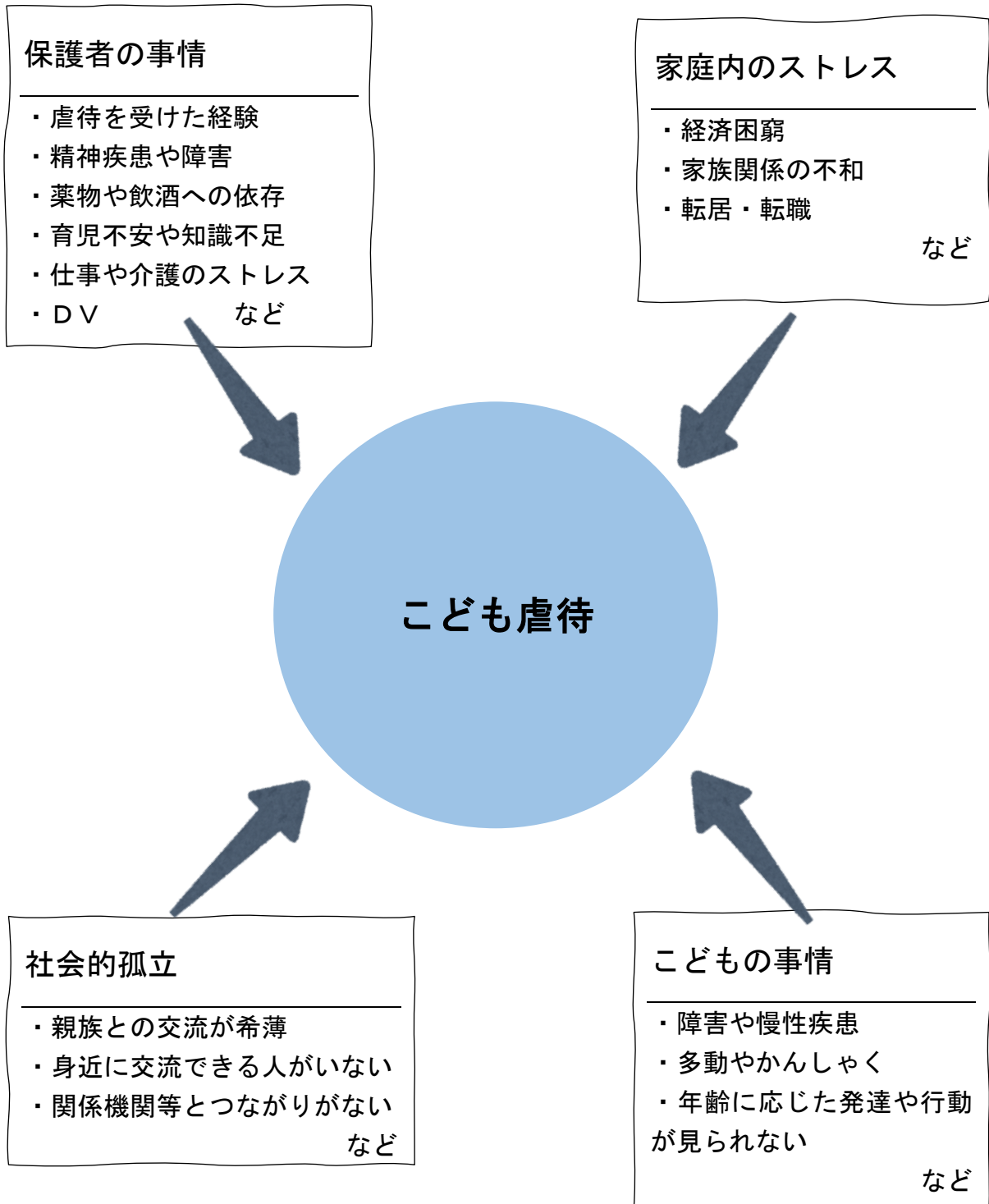
（こども家庭庁「こども虐待対応の手引き」より）

科学的研究

研究名	著者・年	内容
The Battered-child Syndrome 虐待児症候群	Kempe, Silverman, Steel et al (1962)	虐待の各面への影響 身体面：低身長、低体重 知的面：知的発達の遅れ 対人面：人とうまくかかわれない、対人距離の取り方がわからない
被虐待者の脳科学研究	友田明美 (2016)	虐待の脳への影響 身体的虐待：前頭前野の一部の容積が19.1%減少 ➤感情障害、素行障害 性的虐待：視覚野の容積が18%減少 ➤記憶システムの機能低下 心理的虐待：聴覚野の一部の容積が14.1%減少 ➤言葉の理解力低下、心因性難聴、うつ病、PTSD、認知機能の低下 視覚野の容積が16%減少。 ➤知能や語彙理解能力の低下
被虐待児へのトラウマケア	亀岡智美 (2016)	虐待が対人関係、学習能力、問題解決能力、感情調整や行動制御能力に影響し、こどもの心身の発達を阻害する
Intergenerational transmission of child abuse 児童虐待の世代間連鎖	Oliver, J. E. (1993)	こども時代に虐待を受けた被害者が、親になるとこどもに虐待を行う傾向がある
幼児に対する尻叩きとその後の行動問題：日本におけるプロペンシティ・スコア・マッチングによる前向き研究	藤原武男他 (2017)	体罰を受けたこどもの特徴 ・落ち着いて話を聞けない ・約束を守れない ・一つのこと集中できない ・我慢ができない ・感情をうまく表せない ・集団で行動できない
手で叩く体罰と子どもの結果：これまでの議論と新しいメタアナリシス	ガーショフ他 (2016)	虐待に至らない程度の軽い体罰であっても、深刻な身体的虐待と類似した影響(親子関係の悪化、反社会的行動、攻撃性の強さ等)が現れる

3 こども虐待が起きる要因

こども虐待は、様々な背景や要因が重なり合って起きる。



4 しつけか虐待か

しつけと称した体罰の禁止

令和2年4月から、保護者がこどものしつけを理由に体罰をすることが法律で禁止された。また、令和2年2月に、厚生労働省が「体罰等によらない子育てのために～みんなが育児を支える社会に～」をとりまとめた。

しつけ

こどもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、こどもをサポートして社会性を育む行為。

こどもの発達や能力に合う方法で行う。

どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える。

(例)

- ・失敗したことについて、次はどうすればいいか伝えた。
- ・駄々をこねたとき、別の遊びなど他のことに注意を促したり、場所を変えたりして、切り替えを促した。
- ・注意を聞いていない様子だったので、目を見るように促してから伝えた。

虐待

しつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらず行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当する。

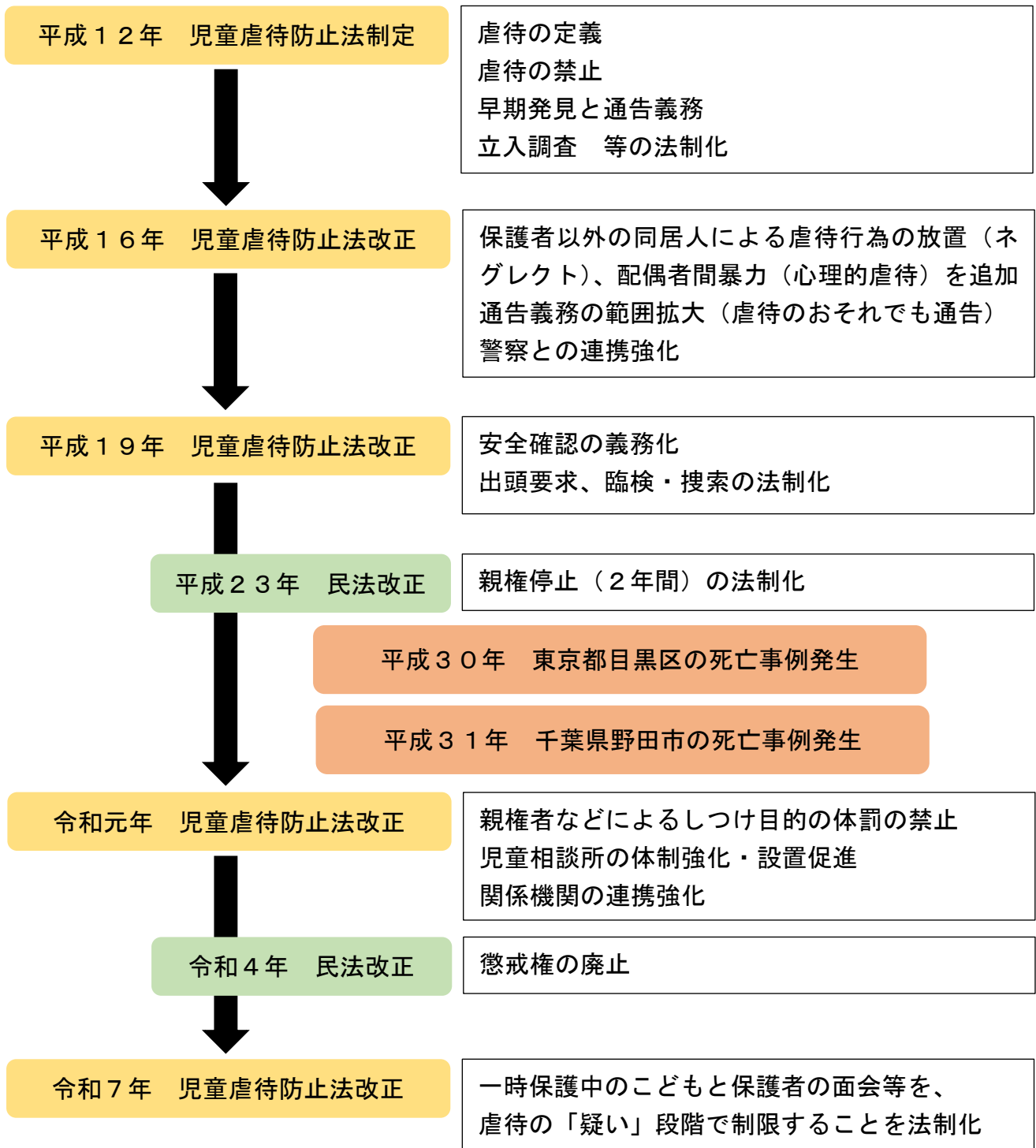
(例)

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた。
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じようにこどもを殴った。
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた。
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。
- ・掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた。

「虐待の定義はあくまでこども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待と言うものではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていても、こども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、こどもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません。」

(小林美智子, 1994)

5 児童虐待防止法等の変遷



1-4 こども虐待の予防とこども家庭センターの役割

1 こども虐待予防の原則

- ・虐待を容認しない社会づくり
- ・子育て支援の充実
- ・妊娠期からの相談体制の構築
- ・関係機関の連携

本マニュアルでは、主にこども虐待の疑いが発生した場合の対応方法について説明するが、まずは、こども虐待が発生しない環境づくりが求められる。

2 こども家庭センターの役割

予防の原則に基づき、その役割を主に担うのは市町村であり、そのための体制構築として、こども家庭センターの設置に努めることとされている。千葉県でも、全ての市町村で設置することを目標としている。（千葉県こどもを虐待から守る基本計画）

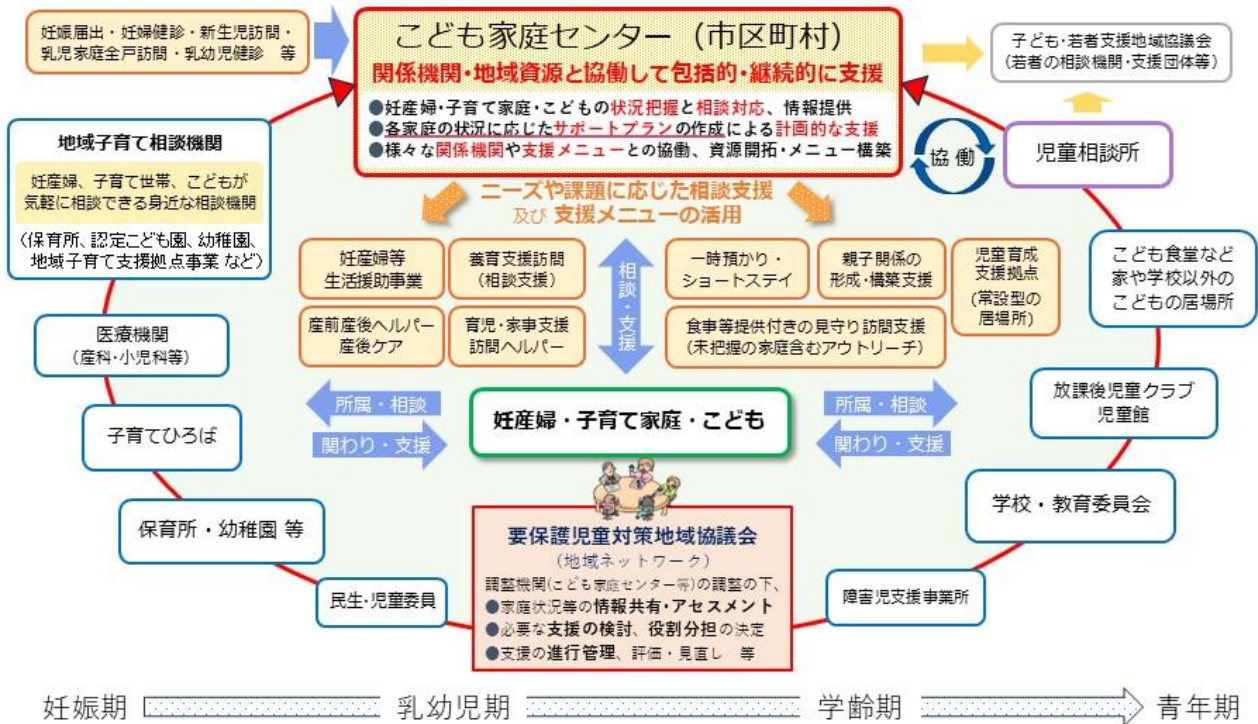
児童福祉法 第10条の2

市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

- ② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。
 - 一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ③ こども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たつて、次条第一項に規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

こども家庭センターを中核とした包括的・継続的支援

- 令和4年改正児童福祉法により、市町村によるセンター設置が努力義務化（令和6年4月施行）
- 市町村において、妊産婦や子育て家庭を早い段階から支援して子育てを支える（身近な市町村の強み）
 - 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて早い段階で家庭の困難を把握・支援する中核を担い、地域全体で継続的に家庭を支える体制を強化
 - 設置率71.2%(R7.5.1) → 令和8年度までに全市区町村に整備するため開設や運営の経費を補助



【こども家庭センター（市町村）の業務内容】

こども家庭センターの概要や業務内容については、国の「こども家庭センターガイドライン」を確認すること。基本的には、母子保健機能と児童福祉機能がある。

どちらも、家族や親子、子どもを中心とした支援ネットワークを構築するための情報収集や連絡調整、相談対応が主な業務となる。

《母子保健機能の主な業務》

- ①妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること
- ②妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・支援・保健指導を行うこと
- ③サポートプランを策定すること
- ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと

《児童福祉機能の主な業務》

- ①家庭や地域の状況把握
- ②情報の提供
- ③相談等への対応
- ④総合調整
- ⑤地域資源の開拓
- ⑥要保護児童対策地域協議会の調整機関
- ⑦地域子育て相談機関の整備等
- ⑧家庭支援事業の利用勧奨・措置
- ⑨在宅指導措置の受託に係る業務